

令和6年度 第5回農業委員会総会 (6. 8. 20)

開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ ただいまから、令和6年度・第5回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていますよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 1番 竹内委員、2番 中村委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、8月15日午前に4番金子委員、8番井上委員及び
事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

4番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番金子委員～ 現地は、キウイ、カキ、ミカンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管
理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件に従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～	2番	申 請 者
	3番	申 請 者
	4番	申 請 者
	5番	申 請 者

6 番 申 請 者

7 番 申 請 者

以上 6 件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 2 番から 7 番につきましては、相続税納税猶予に係る 3 年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、8 月 1 5 日午前中に 4 番金子委員、8 番井上委員及び事務局、同日午後には 1 1 番小川委員、9 番村野委員及び事務局とで行っております。なお、4 番と 5 番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

2 番

現地案内図は、2 ページ、2 番です。

1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 1 番小川委員～ 現地は、ブルーベリー、ナス、キュウリ、モロヘイヤ、サトイモ、カキ等が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 3 番

現地案内図は、3 ページ、3 番です。

4 番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番金子委員～ 現地は、ネギ、コマツナ、カボチャ、夏野菜、柑橘類が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 4 番

5 番

現地案内図は、4 ページ、4 番及び 5 番です。

1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1 1 番小川委員～ 現地は、サトイモ、カボチャ、サツマイモ、エダマメ、リンゴ等が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 6 番

現地案内図は、5 ページ 6 番です。

4 番金子委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番金子委員～ 現地は、柑橘類が作付けされておりました。防草シートが敷かれ、綺麗に管理されており、問題ございません。

事 務 局 ～ 7 番

現地案内図は、6 ページ、7 番です。

1 1 番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ミニトマト、ナス、キュウリ、サツマイモ、カボチャ、サトイモ、コマツナが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、7月11日から8月9日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地転用のための届出の件 （法第4条）

議 長 ～ 8番 申 請 者
9番 申 請 者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

8番

現地案内図は、7ページ、8番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

9番

現地案内図は、8ページ、9番です。

転用目的は店舗です。現況は宅地でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を8月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 （法第5条）

議 長 ～

- 10番 譲受人
譲渡人
- 11番 譲受人
譲渡人
- 12番 譲受人
譲渡人
- 13番 譲受人
譲渡人
- 14番 譲受人
譲渡人
- 15番 譲受人
譲渡人
- 16番 譲受人
譲渡人

以上7件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。なお、10番と13番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

10番

13番

現地案内図は9ページ、10番及び13番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

11番

現地案内図は10ページ、11番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

12番

現地案内図は11ページ、12番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

14番

現地案内図は12ページ、14番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

15番

現地案内図は13ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

16番

現地案内図は14ページ、16番です。

転用目的は資材置き場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上7件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を7月24日、8月5日、及び8月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて1件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

17番

現地案内図は、15ページ、17番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。